

1 施策の方向1 気候変動対策の推進

2 (1) 現状と課題

3 本県では、国内外の地球温暖化対策に関する情勢の変化や、本県における温暖化影響の深刻化を踏
4 まえ、地球温暖化対策を更に推進していくため、令和2年（2020年）3月に「埼玉県地球温暖化
5 対策実行計画（第2期）」を策定しました。この計画では、令和12年度（2030年度）における温
6 室効果ガス排出量を平成25年度（2013年度）比で26%削減するという目標を掲げています。

7 本県の温室効果ガス排出量は平成30年度（2018年度）で、平成25年度（2013年度）比
8 12.1%減で、引き続き削減の努力が求められる状況となっています。

9 目標設定型排出量取引制度などにより、産業・業務部門の削減を促進するとともに、運輸部門や家
10 庭部門における削減を更に推進する必要があります。

11 本県の再エネポテンシャルは限定的であり、太陽光発電の導入は一定の成果が認められるものの、
12 主に火力発電に依存するエネルギー供給体制のままでは地球温暖化の進行は止められません。また、
13 災害の激甚化などにより、有事の際のエネルギー供給の途絶が長期化するおそれが高まっています。

14 このような状況をふまえ、地域の特徴を踏まえた多様な供給力（再生可能エネルギー、コージェネ
15 レーションシステム、燃料電池等）や蓄電池などを組み合わせて効率的に活用するエネルギーの地産
16 地消を通して、脱炭素化や有事におけるエネルギー供給の確保を図る必要があります。

17 本県では、日本の平均と比べて早いペースで気温が上昇しています。平成30年（2018年）
18 12月の気候変動適応法の施行に合わせて環境科学国際センターを地域気候変動適応センターに位置
19 付けるなど、地域における適応策を進めています。

20

21 (2) 将来像（2030年頃の姿）

22 県地球温暖化対策実行計画（第2期）に掲げた将来像「脱炭素社会の実現及び気候変動に適応した
23 持続可能な社会の実現」に向けた取組が進んでいます。

24 新築住宅への太陽光発電設備と蓄電池の導入が進み、再生可能エネルギーの利用が促進されるとと
25 もにレジリエントの強化が図られています。

26 企業では太陽光や風力で発電した電力の購入等、オフセットによる再生可能エネルギーの利用が進
27 んでいます。新たに設置される太陽光発電施設は地域と共生した施設になっています。

28

29

30

31 (3) 今後の施策と主な取組

32 (i) 産業・業務部門における温室効果ガス排出削減対策の推進

- 33 ・地球温暖化対策計画制度の円滑な運用
- 34 ・目標設定型排出量取引制度の実施
- 35 ・事業活動における省エネルギー対策の促進
- 36 ・県有施設の省エネルギー化など温室効果ガス排出削減対策の率先的な実施
- 37 ・建築物環境配慮制度の運用などによる低炭素建築物の普及拡大

38 (ii) 家庭部門におけるライフスタイルの転換

- 39 ・住宅の省エネ対策の実施
- 40 ・脱炭素社会の実現に向けたライフスタイルへの転換
- 41 ・脱炭素社会の実現に向けた環境学習の推進

42 (iii) 運輸部門における環境配慮の推進

- 43 ・EV・PHVなど電動車の普及促進（拡充）
- 44 ・運輸・物流の低炭素化の推進
- 45 ・自家用車から公共交通への利用転換や自転車活用の推進

46 (iv) CO2以外の温室効果ガス対策と森林吸収源対策の推進

- 47 ・フロン類の適正管理の指導・啓発
- 48 ・フロン類のモニタリング調査
- 49 ・CO2の吸収・貯蔵機能の向上を図る森林の整備

50 (v) 再生可能エネルギーの利用拡大

- 51 ・太陽光やバイオマス、地中熱などの再生可能エネルギーの利用拡大
- 52 ・使用エネルギーの非化石価値化の推進（新規）
- 53 ・災害時に活用可能な太陽光発電設備などの導入支援（拡充）

54 (vi) エネルギーの効率的な利用の推進

- 55 ・コージェネレーションシステムや燃料電池によるエネルギーの効率的利用

56 (vii) 気候変動への適応策の推進

- 57 ・気候変動への適応策の推進
- 58 ・暑さ対策（ヒートアイランド対策）の推進
- 59 ・気候変動に関する情報収集と情報提供（拡充）

60

第 5 章 実施施策（案）

1 施策の方向 2 資源の有効利用の推進

2 (1) 現状と課題

これまでの 3R の取組などにより、1 人 1 日当たりのごみの排出量は減少傾向にありましたが、平成 30 年度（2018 年度）の県内の一般廃棄物の排出量は約 231 万 t で前年度と同量であり、ごみを出さないライフスタイルの定着の更なる推進が必要です。

特に、本県では一般廃棄物の最終処分場の一人当たりの残余量が全国最低水準となっており、新たな最終処分場の確保が困難であることから、可能な限り最終処分量を削減するため、廃棄物の排出抑制やリサイクルの推進が不可欠です。

平成 30 年度（2018 年度）の県内の産業廃棄物の発生量は約 1,132 万 t、最終処分量は約 16 万 t で、発生量はいずれも緩やかな減少傾向ですが、資源を有効活用し、更なる最終処分量の低減を図るため、発生量の抑制や減量化、リサイクルの推進が必要です。今後は、高度成長期に造られた建築物の老朽化が進み、建替えなども見込まれることから、より一層の分別やリサイクルの推進が必要です。

また、家庭系、事業系の食品ロスが平成 30 年（2018 年）度で 26.6 万 t 発生していると推計しており、食品ロスの発生抑制とともに、食品として地域で活用する取組が求められています。

最近注目されているプラスチックごみについては、海洋ごみ問題への取組、プラスチックの 3R の推進、プラスチックごみの一括回収等、循環利用を図っていくことが国のプラスチック資源循環戦略の基本原則となっており、本県においても、基本原則に沿った取組を検討していく必要があります。

廃棄物の焼却処理過程において発生する熱や下水汚泥などのバイオマスはエネルギーとしての活用が期待されていますが、まだ十分に活用が図られていません。新たに建設する焼却施設では発生する熱を発電に利用するなど、廃棄物をエネルギー源として有効活用する必要があります。

23 (2) 将来像（2030 年頃の姿）

県民生活や事業活動及び地域社会の中で、3R が徹底され、物を有効に使って無駄にしないという意識がより浸透し、限られた天然資源を活かし、後の世代もその恩恵を受けられるような仕組みが構築されようとしています。

使用済の資源が適正に分別され、再生利用可能なものはリサイクルされています。

31

32 (3) 今後の施策と主な取組

33 (i) リデュース、リユースの推進

34 ・ごみを減らすライフスタイルの普及促進

35 ・食品ロス削減の促進（拡充）

36 ・県の率先行動と市町村支援

37 (ii) 廃棄物及び廃棄物エネルギーの有効活用の推進

38 ・プラスチックを資源とした循環的利用の推進（新規）

39 ・リサイクル製品の認定

40 ・資源循環工場の適切な運営管理

41 ・下水汚泥を活用したガス発電や廃熱利用など廃棄物の持つエネルギーの活用

42 ・浄水発生土のセメント原料化など再資源化の促進

43 ・建設廃棄物の再資源化など各種リサイクル法の円滑な実施

44

1 **施策の方向3 廃棄物の適正処理の推進**

2 (1) 現状と課題

3 本県の産業廃棄物の不法投棄は、未然防止・早期発見・早期対応の取組の充実により、平成27年
4 度（2015年度）から令和元年度（2019年度）までの5年間で認知件数は増加傾向にあります
5 が、小規模な案件が中心になっています。

6 本県は産業廃棄物が多量に発生する首都圏に位置し、多量の建設系廃棄物の発生、プラスチックご
7 みの増加、太陽光パネルの大量廃棄が今後も見込まれます。今後も、廃棄物の発生抑制、リサイクル
8 及び適正処理を推進するため、排出事業者への指導強化、廃棄物処理業者の監視・指導の徹底を更に
9 推進していく必要があります。

10 今後、石綿等を含む建築材料を使用している民間建築物の解体工事件数の増加や、調査報告の義務
11 化に伴い、石綿廃棄物の増加が予測されています。石綿廃棄物の安全な処理・処分を行うために、解
12 体事業者の監視・指導の強化、解体工事発注者への適正処理の指導が必要です。

13 PCB廃棄物については、埼玉県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画で定められた処理期限が迫っ
14 ています。令和4年度（2022年度）末の期限までに高濃度PCB廃棄物を令和8年度（2026
15 年度）末の期限までに低濃度PCB廃棄物を確実に適正に処理するため、県による排出事業者への
16 周知、排出事業者の適正処理の徹底等、取組の一層の強化が必要です。

17 近年、自然災害が頻発化・激甚化し、多量の災害廃棄物が発生しています。国、県、市町村及び関
18 係事業者等が広域的に連携して災害廃棄物を迅速かつ円滑に処理する体制を構築するとともに、県、
19 市町村は災害発生時に廃棄物処理施設が地域のレジリエンス強化に貢献できるよう施設整備を推進す
20 る必要があります。

21 また、事業系一般廃棄物の排出量は減少傾向でしたが、ここ数年横ばいとなっています。産業廃棄
22 物の混入が一部で確認されているため、適正処理の徹底等事業者への指導が必要です。

23 本県で急速に進む高齢化や将来の人口減少に対応するため、高齢者が利用しやすいごみ収集システ
24 ムの導入や、一般廃棄物会計基準の導入によるコスト分析や有料化の検討等、持続可能な一般廃棄物
25 処理事業の推進に向けた取組が必要となっています。

26 また、生産年齢人口の減少に対応するため、廃棄物処理事業者は、廃棄物処理業界のイメージアッ
27 プ等による人材の確保や、AI・IoTの導入による作業の効率化を促進する必要があります。

28
29
30

31
32
33
34
35
36
37
38
39
40
41
42
43
44
45
46
47

(2) 将来像（2030年頃の姿）

廃棄物の発生抑制やリサイクルが進み、不法投棄などの廃棄物の不適正処理がなく、災害発生時に
おいても迅速かつ適正に廃棄物が処理されています。

(3) 今後の施策と主な取組

(i) 廃棄物の適正処理の推進

- ・ 廃棄物の排出事業者・処理業者への指導強化及び適切な行政処分の実施
- ・ 廃棄物処理施設の適正な維持管理の促進
- ・ 不法投棄の未然防止・早期発見・早期対応の徹底
- ・ ポリ塩化ビフェニル（PCB）、石綿等の有害廃棄物の適正処理
- ・ 安全・安心な県営処分場の運営、研究

(ii) 廃棄物処理のレジリエンス及び継続性の強化

- ・ 廃棄物処理業界のイメージアップと人材育成
- ・ 市町村による持続可能な廃棄物処理の推進（新規）
- ・ 災害廃棄物対策の推進

第 5 章 実施施策（案）

1 施策の方向 4 みどりの保全と創出

2 (1) 現状と課題

3 これまで、「彩の国みどりの基金」を活用し、森林の再生や身近な緑の創出、県民運動の展開などに
4 重点的に取り組んできました。

5 一方、本県の緑地率は減少しており、特に平地林面積は 10 年間で 1 割以上減少しています。ま
6 た、高齢化や人口減少により、管理・活用されない平地林や未利用地の増加や、緑の保全・創出を担
7 うボランティアの高齢化と新たな担い手の確保が課題となっています。

8 そのため、現に活動している企業・団体への支援に加え、新たな企業等呼び込むとともに、環境
9 教育・啓発を通じて子供たちの緑を守る意識を育み、将来的な担い手の確保に繋げていく必要があり
10 ます。

11 新たな緑の創出については、景気の動向により緑化に対する意欲や経済的負担感が左右されるなど
12 社会的な影響を受けやすい状況にあります。また、緑化後の維持管理に要する経費や労力も課題で
13 す。

14 本県の森林は県土面積の約 3 分の 1 を占めており、スギ、ヒノキなどの針葉樹及びクヌギ、コナラ
15 などの広葉樹が主体で、亜高山帯には貴重な原生林も残されています。また、人工林の成長に伴い森
16 林資源が充実してきている一方で、木材価格の低迷により伐採・再造林が低調で、病虫害等も生じ
17 ています。

18 森林の持つ水源涵養、二酸化炭素の吸収・貯蔵、生物多様性の保全など多くの機能を持続的に発展
19 させるため、大都市圏に近いという特徴を生かした都市と山村の連携による森づくりや県民参加の森
20 づくり、森林環境譲与税の活用を含め、森林資源の適切な管理や利用を推進する必要があります。

21

22 (2) 将来像（2030年頃の姿）

23 市町村、企業や団体等と連携しながら、今ある優れた緑を確実に守るとともに、人にも生き物にも
24 心地よい緑を創っています。守り、創った緑には多くの人々が関わり、生物多様性の保全を図りつ
25 つ、環境教育や余暇活動などにも活用しています。

26 多様で健全な森林が生育し、水源涵養、二酸化炭素の吸収・貯蔵、生物多様性の保全など、森林の
27 有する多面的な機能が持続的に発揮されています。

28

29

30

31

32 (3) 今後の施策と主な取組

33 (i) 身近な緑の保全

34 ・特別緑地保全地区など地域制緑地の指定

35 ・公有地化の推進

36 ・ふるさとの緑の景観地の指定・維持

37 ・見沼田圃の保全・活用・創造

38 ・みどりの三富地域づくりの推進

39 ・地域と調和した都市農業の振興

40 (ii) 身近な緑の創出及び保全・創出の基盤づくり

41 ・豊かな緑を保全・創出する公園整備

42 ・校庭などの芝生化

43 ・緑や SDGs を学ぶ環境の整備（新規）

44 ・壁面緑化や屋上緑化などの施設緑化

45 ・緑化計画届出制度の充実

46 ・県有施設などの身近な場所の緑化

47 ・緑を守り創る活動の支援と促進

48 ・彩の国みどりの基金やさいたま緑のトラスト基金の運営

49 (iii) 森林の整備・保全

50 ・都市と山村の連携による森づくり（新規）

51 ・里山や平地林の整備・保全・活用

52 ・県民参加による森づくりの推進

53 ・森林の病虫害防止対策の実施

54 ・県産木材の利用促進・率先活用

55

第5章 実施施策（案）

1	施策の方向5 生物多様性の保全	31
2	（1）現状と課題	32
3	生物多様性を悪化させる要因として、開発や人の働きかけの減少による里地里山の縮小、外来生物	33
4	や化学物質、地球温暖化による影響があります。	34
5	本県では特に里地里山などに対する人の働きかけの縮小、外来生物が問題となっています。具体的	35
6	には、狩猟を行う担い手の不足により、森林植生を食害するニホンジカの生息数が依然として高い水	36
7	準にあり、生息地域の森林生態系に悪影響を与えています。さらに、中山間地域における人口減少な	37
8	どが加わり農林業にも大きな被害を与えています。また、外来生物であるアライグマ、クビアカツヤ	38
9	カミキリ、コクチバスやオオクチバスなども増えており、生態系へ悪影響を及ぼしています。	39
10	このため「埼玉県生物多様性保全戦略」を策定し、希少野生生物の保護や有害鳥獣・外来生物の防	40
11	除に取り組んでいます。	41
12	生物多様性の保全については、その認知度がまだ高くはないことから、より一層、県民の理解と関	42
13	心を高めていく必要があります。県民一体での取組を進めるため、今後も生物多様性保全にかかる意	43
14	識の醸成や、地域における具体的な活動の活性化が重要です。	44
15		45
16	（2）将来像（2030年頃の姿）	46
17	県民の生物多様性への理解が深まり、希少野生生物の保護など、自然環境を保全する取組が拡大	47
18	し、生物多様性の保全が進んでいます。	48
19		
20		
21		
22		
23		
24		
25		
26		
27		
28		
29		
30		

1 **施策の方向6 恵み豊かな川との共生と水環境の保全**

2 (1) 現状と課題

3 本県では、公共用水域の水質改善を図るため、下水道の整備や合併処理浄化槽の普及による生活排
 4 水からの負荷の低減、工場・事業場への立入検査による産業系排水の負荷の低減に取り組んできまし
 5 した。その結果、本県の公共用水域の水質については、健康項目と呼ばれる有害物質の環境基準の超過
 6 はほとんど見られなくなり、アユが棲める水質（BOD3mg/L以下）の河川の割合が平成17年
 7 度（2005年度）の52%から令和2年度（2020年度）には93%と、着実に改善してきてい
 8 ます。

9 令和元年度（2019年度）末の生活排水処理率は92.8%であり、令和7年度（2025年
 10 度）に100%にする目標達成に向け単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換の加速化が必要で
 11 す。

12 異常水質事故が年間200件前後発生しており、事業者・県民に対する未然防止の啓発や、発生時
 13 に迅速かつ的確に対応する体制を維持していく必要があります。

14 川との共生に取り組む団体のメンバーの高齢化や固定化が課題となっており、持続可能な活動の支
 15 援が必要です。

16 都市部への人口集中、産業構造の変化、地球温暖化などの様々な要因により、水循環に変化が生じ
 17 ています。健全な水循環の維持又は回復に向け、水を適切かつ有効に利用するための取組を促進する
 18 ことが必要です。

19 地下水を多量に汲み上げると地盤沈下が引き起されます。近年は、地下水採取規制により水源転換
 20 が進み、地盤沈下は沈静傾向ではありますが、依然として緩やかに継続しています。特に、渇水時など
 21 地下水依存度が高まると地盤沈下は顕著に現れることから、今後も地盤沈下対策が必要です。

31

32 (2) 将来像（2030年頃の姿）

33 全ての生活排水が浄化槽や公共下水道等により処理され、公共用水域の水質が一層改善されるとと
 34 もに、豊かな水辺環境となり、土壌汚染や地下水汚染のない健全な土壌環境及び地下水質が維持され
 35 ています。事業活動及び社会活動（県民生活）から生じる排水が河川に与える負荷が最小化され、環
 36 境基準が100%達成されています。

37 埼玉の豊かな川を育む自発的な活動が、県民・企業の連携のもとで多数実施・継続されており、持
 38 続可能な活動を支援する仕組みが確立しています。

39 健全な水循環が形成され、流域の貯留・涵養機能が高まり、洪水の防止、渇水対策が進むととも
 40 に、地盤沈下発生が抑制され、地盤沈下による建物被害や浸水区域の拡大が防止されています。

41

42 (3) 今後の施策と主な取組

43 (i) 水辺空間の保全と共生

- 44 ・下水道、農業集落排水、合併処理浄化槽などの生活排水処理施設の転換促進
- 45 ・浄化槽台帳システムの整備（新規）
- 46 ・県民・企業と連携した水辺空間の活用（新規）
- 47 ・川との共生に取り組む地域団体などへの活動支援（拡充）
- 48 ・豊かな水と緑を育むNext川の再生の推進

49 (ii) 公共用水域・地下水及び土壌の汚染防止

- 50 ・水質・土壌などの汚染の監視（常時監視）
- 51 ・工場・事業場に対する規制遵守指導及び土壌・地下水の汚染拡散の防止
- 52 ・異常水質事故対策の推進

53 (iii) 水循環の健全化と地盤環境の保全

- 54 ・観測や規制の的確な運用等による地盤沈下防止対策の推進
- 55 ・健全な水循環構築に向けた取組の実施
- 56 ・河川表流水による水道用水供給事業及び工業用水道事業の実施
- 57 ・雨水利用など水の効率的・合理的利用の促進
- 58 ・既存住宅への雨水貯留浸透施設の整備及び透水性アスファルト舗装による歩道整備

59

30

1 **施策の方向7 安全な大気環境等の確保**

2 (1) 現状と課題

3 PM2.5（微小粒子状物質）は平成30年度（2018年度）から2年連続で環境基準の達成率
4 が100%となりましたが、安全な大気環境の確保のため、今後も対策を継続する必要があります。
5 また、環境基準設定項目のうち、基準を満たしていないのは光化学オキシダントだけであり、光化学
6 スモッグ注意報の発令は、他自治体に比べ多い状況が続いています。

7 PM2.5と光化学スモッグは、その生成機構に不明なところがあるため、発生過程の究明が引き
8 続きが必要です。また、この2項目の原因物質とされている揮発性有機化合物及び窒素酸化物の一層の
9 削減及び環境基準の達成項目の維持のため、事業者に対し自動車及び工場・事業場からの排出削減に
10 ついて、さらなる意識啓発や監視指導の徹底を図る必要があります。

11 本県は製造業の事業所が多く、化学物質を多く排出する業種もあるため、化学物質の届出排出量は
12 全国第4位（平成30年度）となっています。人の健康や動植物の生息・生育に影響を及ぼすおそれ
13 のある化学物質による環境リスクを減らすためには、法令に基づく排出基準の遵守はもとより、事業
14 者による自主的な管理を更に促進することが必要です。

15 また、化学物質は事業者だけでなく、私たちの身の回りの様々な場面で使用されており、家庭から
16 も多くの化学物質が排出されています。県民や事業者などが化学物質に関する正確な情報を共有し、
17 相互に理解を深めていくことが重要です。

18 国土交通省の推計によると、今後、石綿含有建材が使用されている建築物解体工事が令和10年
19 （2028年）をピークに増加するため、石綿の飛散漏えい事故のリスクが増大します。地震や風水
20 害などの自然災害や事故に伴う石綿や化学物質の飛散・漏えいを最小限に抑える必要があります。ま
21 た、令和2年（2019年）6月の大気汚染防止法改正による石綿に関する規制対象規模の拡大や新
22 たな報告制度の創設に対応していく必要があります。

23 本県は、内陸県で最も多い全国第4位（平成28年）の事業所数を抱え、市街地の中に事業所が混
24 在しています。騒音・振動・悪臭による公害苦情相談件数は近年高止まりしており、これらの公害を
25 防止し、身近な生活環境を保全していくとともに、公害に係る苦情や紛争に対して、迅速かつ適切に
26 対応することが必要です。

31

32 (2) 将来像（2030年頃の姿）

33 PM2.5の年平均値が人の健康の保護等の上で望ましい10 μ g/m³未満となり、安定的に継続して
34 います。石綿の飛散漏えいが未然に防止されているとともに、化学物質の適正管理と排出抑制が進
35 み、化学物質による環境リスクが低減され、安心して暮らせる生活環境が確保されています。
36 化学物質に対する県民・事業者の理解が深まり、安心して生活できる状態となっています。
37 工場・事業場の公害防止体制の整備などにより発生する公害が減少し、住民から寄せられる相談や
38 公害苦情、紛争の少ない県民が快適に暮らせる生活環境が実現しています。

39 (3) 今後の施策と主な取組

40 (i) 安全な大気環境の確保

- 41 ・大気の汚染の監視（常時監視）
- 42 ・工場・事業場に対する規制遵守指導
- 43 ・微小粒子状物質（PM2.5）対策の推進
- 44 ・揮発性有機化合物（VOC）対策など光化学スモッグによる健康被害の未然防止
- 45 ・ディーゼル車運行規制の実施やアイドリングストップの指導
- 46 ・バイパス整備、交差点改良などによる交通渋滞の緩和

47 (ii) 環境リスクの低減

- 48 ・建築物解体現場などにおける石綿飛散防止対策の推進（拡充）
- 49 ・化学物質に関する情報公開や事業者の環境コミュニケーション活動の促進
- 50 ・化学物質の適正管理と災害対策の促進
- 51 ・ダイオキシン類対策の推進
- 52 ・放射性物質の監視、測定

53 (iii) 身近な生活環境の保全

- 54 ・騒音・振動・悪臭対策の推進
- 55 ・事業所における公害防止体制の整備
- 56 ・公害苦情・紛争の適正な対応

57

第5章 実施施策（案）

1	施策の方向8 経済との好循環と環境科学・技術の振興	31
2	（1）現状と課題	32
3	本県は、製造品出荷額等が全国第6位（平成29年）の産業県ですが、今後、生産年齢人口の減少	33
4	が見込まれる中、いかに県内経済・県民所得を維持・向上させていくかが課題です。SDGsやES	34
5	G投資の取組が年々広がり、カーボンニュートラルやグリーンリカバリーへの関心が高まる中、企業	35
6	の環境配慮の取組を支援し、企業経営の持続可能性の向上と環境課題の解決を同時に図ることが求め	36
7	られています。	37
8	本県では社会全体で取り組むべき課題の解決に取り組む中小企業を支援しています。	38
9	農林業の分野では、大消費地の中の産地という特性を生かし、農産物の地産地消を進めるととも	39
10	に、環境への負荷を軽減する農業技術体系の確立を図っています。木材生産については、近年は国産	40
11	材の需要は回復傾向にあり、県産木材の供給量は増加してきています。	41
12	環境問題が多様化、複雑化する中、その解決に取り組む上で、環境問題の現状や取組に関する情報	42
13	を共有するとともに、幅広い調査研究や技術開発など、環境科学の振興が重要になっています。	43
14	過去に公害問題を克服してきた本県の持つ経験や技術は、環境汚染の課題を抱えている国や地域に	44
15	は非常に有益です。また、気候変動のような地球環境問題や越境大気汚染などへの対策は、世界の国	45
16	や地域が共同して取り組むことで、より一層効果的になります。国際社会の一員として、海外機関へ	46
17	の技術支援や国際的な共同研究、研究交流、情報交換など多角的な国際協力活動の推進が必要です。	
18		
19	（2）将来像（2030年頃の姿）	
20	全ての産業で、企画から、製造、運搬、販売、廃棄までの段階で環境に配慮した事業活動が行われ	
21	るとともに、環境問題の解決につながる製品・サービスが普及し、環境と経済発展の好循環が進んで	
22	います。	
23	環境に関する研究が大きく進展し、その成果が県民、市民団体、企業、教育機関などに提供され、	
24	環境問題の解決に向けた取組が進んでいます。また、世界共通の環境問題に関する技術に関し、海外	
25	との研究及び人的交流が積極的に展開されています。	
26		
27		
28		
29		
30		
	（3）今後の施策と主な取組	
	（i）環境に配慮した事業活動の支援	
	・環境分野のSDGsの企業の取組支援（拡充）	
	・中小企業の環境・エネルギー分野のビジネス支援	
	・環境に配慮した農業の振興や地産地消の推進	
	・環境マネジメントやグリーン購入などの推進	
	（ii）環境情報の収集及び提供	
	・試験研究の成果や環境情報の発信	
	・自然史標本、動植物の生息記録などの生物多様性情報の収集及びデータベースの作成	
	・（再掲）気候変動への適応策の推進	
	（iii）環境科学の振興と国際貢献	
	・産官学と交流及び連携した共同研究の推進	
	・環境科学の振興	
	・海外との共同研究や技術協力	

1 施策の方向9 地域資源の活用と交流・連携による地域づくり・人づくり

2 (1) 現状と課題

3 本県は、他県よりも速いスピードで高齢化が進みます。また、デジタル化や災害の多発など、誰も
4 経験したことのない大きな変化をもたらす様々な社会課題、生活を支える生活サービスやインフラの
5 低下、地域経済の衰退、厳しい財政状況といった都市の課題に対応するため、コンパクトなまちづく
6 りを進めていく必要があります。

7 本県には、豊かな森林に恵まれた秩父山地、狭山丘陵や見沼田圃、三富新田などの身近な緑、荒
8 川・利根川の二大河川をはじめとする数多くの河川があり、多様な自然環境を形成しています。ま
9 た、多様な自然環境や風土に根差した人々の営み、歴史を経て形成された文化、自然と一体となった
10 古墳や城跡、地域の自然を象徴する地質現象や植物群落などもあります。

11 これらの自然環境や景観を保全し次世代に残していくために地域一体となった取組等を進めるとと
12 もに、人口減少等により地域の活力の低下が懸念される中、多様な資源として生かし、地域振興につ
13 なげていく必要があります。

14 これまで、里山に代表される豊かな自然環境の保全・再生などの課題に効果的かつ適切に対応する
15 ため、県民、市民団体、企業と連携した廃棄物の不法投棄の未然防止や緑地の保全などの取組を進め
16 てきました。また、気候変動や大気汚染などの広域的な課題については、他の自治体と連携して取り
17 組むことでより効果的に対応できます。引き続き、多様な主体との交流・連携を進めていく必要があ
18 ります。

19 多様で複雑化する環境問題を解決していくためには、県民、市民団体、企業、行政、学校など全て
20 の主体が、日常生活や事業活動において環境に配慮した行動を実践していく必要があります。本県では環
21 境学習の機会の提供や人材の育成を推進してきました。

22 今後も持続可能な社会の構築に向けて、環境学習の充実、環境学習や環境保全活動を担う人材の育
23 成を図ることが必要です。

25 (2) 将来像（2030年頃の姿）

26 地域の資源を生かした取組や、地域が一体となった環境や景観の保全・創造の取組が進むことで、
27 環境と共生する地域が実現しています。

28 環境の保全・創造に向け、県民、市民団体、企業、行政、学校などあらゆる主体が連携・協働し
29 て、取組を進めています。

30 環境学習に関する研修会や体験学習の機会が様々な場で提供され、環境への理解が深まり、環境学
31 習や環境保全活動を担う人材が育成され、環境学習や環境保全活動が継続して行われています。

32

33 (3) 今後の施策と主な取組

34 (i) エネルギー利用に配慮したまちづくり

35 ・エネルギーが途絶えないまちづくりの推進（新規）

36 (ii) 環境と共生する地域づくりの推進

37 ・グリーン・ツーリズムの推進

38 ・史跡・名勝・天然記念物などの指定

39 ・地域の特性を生かした景観づくりの推進

40 ・大規模開発事業における生態系の保全

41 (iii) 環境の保全と創造に取り組む県民、企業、市民団体などとの交流・連携

42 ・地域の清掃活動団体の活動支援

43 ・彩の国ロードサポート制度の推進

44 ・環境の保全と創造に取り組む県民、企業、市民団体などへの支援

45 ・九都県市を中心とした連携の推進

46 ・（再掲）緑を守り創る活動の支援と促進

47 ・（再掲）川との共生に取り組む地域団体などへの活動支援

48 (iv) 環境を守り育てる人づくり

49 ・環境学習の担い手の育成

50 ・環境保全活動の担い手の育成

51 ・学校における環境教育の推進

52 ・ボランティアや企業と連携した環境学習の支援

53 ・子どもの自主的な環境活動の支援

54 ・環境科学国際センターによる各種公開講座の実施

55 ・自然の博物館による学校支援、レファレンス対応の充実

56 ・自然体験など様々な機会における環境学習の実施

57 ・（再掲）低炭素社会に向けた環境学習の推進

58 ・（再掲）ごみを減らすライフスタイルの普及や食品ロス削減の促進

59 ・（再掲）廃棄物処理業界のイメージアップと人材育成

60 ・（再掲）緑やSDGsを学ぶ環境の整備

61 ・（再掲）自然公園や自然ふれあい施設の整備と活用